

JIS

容量表示付きガラス製びん（壺）

JIS S 2350 : 2025

(JGBA/JSA)

令和 7 年 12 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会
	小 島 志 津	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	坂 田 祥 治	公益社団法人消費者関連専門家会議
	高 谷 幸 恵	株式会社生活品質科学研究所
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	松 梨 久仁子	日本女子大学
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.5.20 改正：令和 7.12.22

官 報 掲 載 日：令和 7.12.22

原 案 作 成 者：日本ガラスびん協会

(〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-21-16 日本ガラス工業センター TEL 03-6279-2390)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 びん各部の名称, 外観, 材質及び性能	4
5.1 びん各部の名称	4
5.2 外観	4
5.3 最小肉厚	4
5.4 材質	4
5.5 性能	5
5.6 溶出量	5
6 形状, 寸法及び寸法許容差	5
7 容量	5
8 試験及び測定方法	5
8.1 肉厚測定	5
8.2 耐内圧力強度試験	5
8.3 熱衝撃強度試験	5
8.4 ひずみ測定	6
8.5 溶出試験	6
8.6 寸法測定	6
8.7 容量試験	6
9 検査方法	8
10 表示	9
10.1 表示事項	9
10.2 表示方法	9
11 特殊容器に商品を入れる場合の入味線高さ	10
附属書 A (規定) 容量表示付きびんの呼び容量, 容量公差及び商品	11
附属書 B (規定) 容量表示付きびんの形状, 寸法及び寸法許容差	15
附属書 C (規定) ロットごとの抜取検査による合否の判定	34
附属書 D (参考) 計量法施行規則との対応関係	35
附属書 E (規定) 特殊容器に商品を入れる場合の入味線高さ	36
解 説	42

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本ガラスびん協会（JGBA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 2350:2020** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

容量表示付きガラス製びん（壺）

Glass container with content volume indicated

序文

この規格は、計量法の特許容器である容量表示付きガラス製びん（壺）として要求される要件のうち、形状、材質などの性能に係る技術上の基準、試験方法及び検査方法の基準について本体及び附属書 A～附属書 C に規定し（全ての要求事項が計量法の要求事項ではない。）、特許容器に商品を入れる場合の入味線高さを附属書 E に規定し、更に参考として計量法施行規則との対応関係を附属書 D に記載した日本産業規格である。ただし、この規格への適合だけをもって、容量表示付きガラス製びんが計量法で定める特許容器ということにはならない。また、この規格は、日本産業規格に適合するものであることを示す産業標準化法第 30 条の表示を付す規格の対象とはしない。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、液体を充填したときに入味線が見えるソーダ石灰ガラス製のびんであって、液体をある一定の入味線高さまで充填したときに、容量が呼び容量と同じ値となる容量表示付きガラス製びん（以下、容量表示付きびんという。）について規定する。また、特許容器に商品を入れる場合の入味線高さについても規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7507 製品の幾何特性仕様（GPS）— 寸法測定機— ノギス

JIS B 7510 精密水準器

JIS B 7517 ハイトゲージ

JIS S 2301 炭酸飲料用ガラスびんの肉厚測定方法

JIS S 2302 炭酸飲料用ガラスびんの耐内圧力試験方法

JIS S 2304 炭酸飲料用ガラスびんの熱衝撃試験方法

JIS S 2305 炭酸飲料用ガラスびんのひずみ測定方法

JIS Z 8103 計測用語

JIS Z 9003 計量規準型一回抜取検査（標準偏差既知でロットの平均値を保証する場合及び標準偏差既知でロットの不良率を保証する場合）